

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 地震情報の伝達

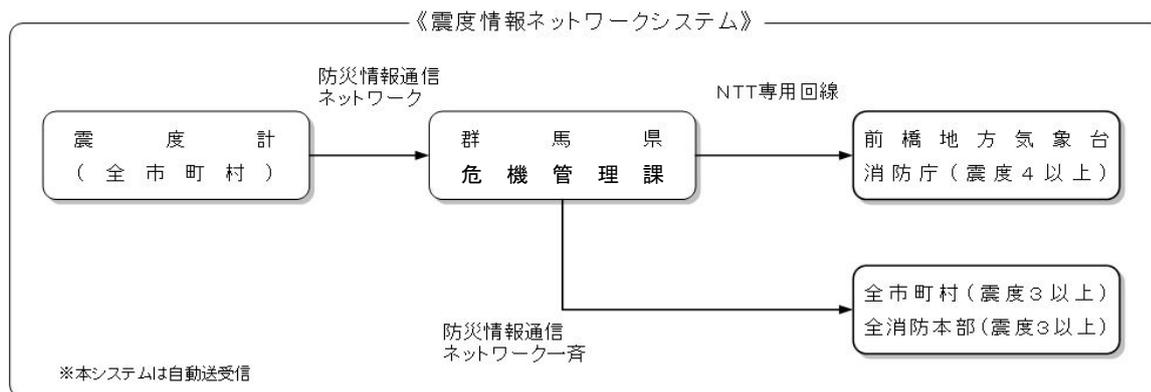
項目	担当
1 震度情報の収集及び連絡	総務班、県、前橋地方気象台
2 地震情報等の種類	総務班、県、前橋地方気象台

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」に準ずる。

#### 1 震度情報の収集及び連絡

##### (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県（危機管理課）は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受けこれを速やかに関係機関に伝達するものとする。



##### (2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁の「防災情報提供システム（専用線）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに、補助伝達手

段としての「防災情報提供システム（インターネット）」により県(危機管理課)その他の機関に伝達する。

なお、勤務時間外に警報等の伝達を受けたとき、宿日直者は緊急を要するものにあつては、総務課長に連絡するものとし、その他の場合にあつては翌日総務課長に報告するものとする。

## 2 地震情報等の種類

### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

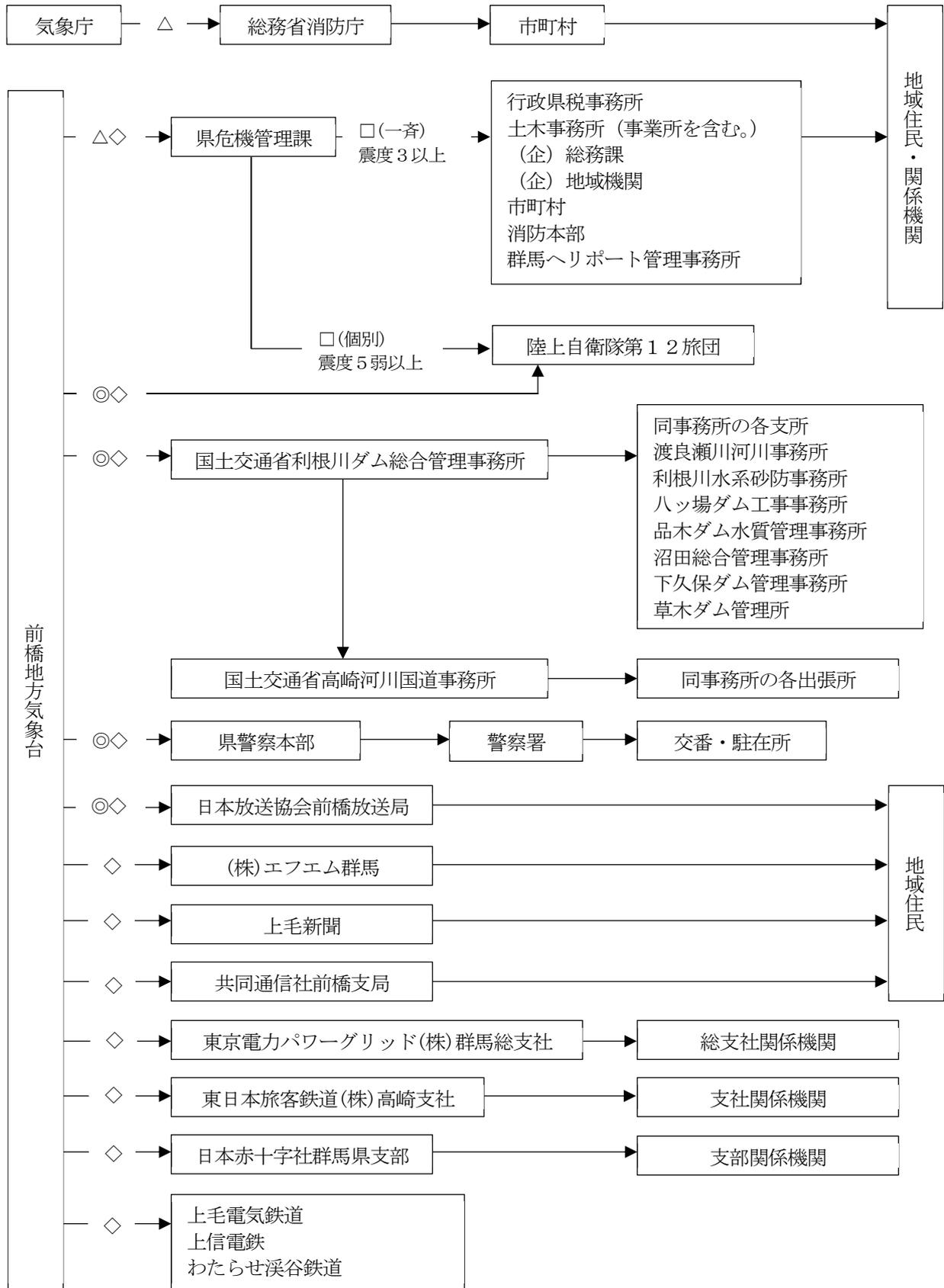
緊急地震速報は、気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による村の防災無線を通して住民に伝達される。

### (2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（榛東村は「群馬県南部」と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表

第2編 震災対策編 第3章 災害応急対策  
 第1節 地震情報の伝達

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表



(凡例)

- ◎ 防災情報提供システム (専用線) △ 専用回線 □ 群馬県総合防災情報システム (防災情報通信ネットワーク)
- ◇ 防災情報提供システム (インターネット) : 補助伝達手段

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県（危機管理課）及び前橋地方気象台は、以下の手段により震度情報及び地震情報を伝達するものとする。

【県の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク	消防無線	地域衛星通信ネットワーク
前橋地方気象台	○		
消防庁		○	○
全市町村	○		
消防本部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

【前橋地方気象台の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク	専用電話
県（危機管理課）	○	
N H K 前橋放送局	○	○
県警察本部	○	

## 第2節 震災情報の収集及び連絡

項目	担当
1 震災情報の区分と村の役割	総務班、県、前橋地方気象台

災害対策基本法、消防組織法、その他法令等の規定による災害に対する情報収集、被害報告等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。なお、ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第7節 災害情報の収集・連絡・報告」に準ずる。

### 1 震災情報の区分と村の役割

災害情報の種類（区分）に対して、県及び村の役割を以下に示す。

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県 庁
人的被害	村、渋川警察署、渋川広域消防本部	行政県税事務所	危機管理課
家屋被害	村	同上	同上
火災	渋川広域消防本部	同上	消防保安課
文教施設	県立・・・教育委員会管理課 村立・・・教育委員会事務局	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 私学・子育て支援課
病院	村 県保健福祉事務所	保健福祉事務所	医務課
社会福祉施設	村、県社会福祉施設所管課		健康福祉課
道路、橋りょう	各道路管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・村 ・東日本高速道路（株）	土木事務所	道路管理課
河川	各河川管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・村	同上	河川課
砂防設備	各設備管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所	同上	砂防課
地すべり防止施設	各施設管理者 ・関東地方整備局 ・関東森林管理局 ・県土木事務所 ・県森林（森林環境）事務所 ・県農業事務所	土木事務所 森林（森林環境）事務所 農業事務所	砂防課 森林保全課 農村整備課

第2編 震災対策編 第3章 災害応急対策  
第3節 通信計画

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県 庁
急傾斜地崩壊防止施設	県土木事務所	土木事務所	砂防課
清掃施設	市町村	環境（森林環境）事務所	廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者		交通政策課
水道	水道事業者	保健福祉事務所	食品・生活衛生課
下水道	各下水道事業者 ・市町村 ・下水道総合事務所	下水道総合事務所	下水環境課
農業集落排水	市町村	農業事務所	下水環境課
通信サービス	電気通信事業者		危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者		産業政策課
LPガス	LPガス事業者		消防保安課
電気	電気事業者		危機管理課
ブロック塀	市町村	行政県税事務所	同上
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 技術支援課 蚕糸園芸課 農村整備課
林業	市町村 県森林（森林環境）事務所	森林（森林環境）事務所	林業振興課 森林保全課
商業・工業	市町村 商工会議所・商工会	行政県税事務所 （県庁で直接実施できない場合）	経営支援課 地域企業支援課 工業振興課

### 第3節 通信計画

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第8節 災害通信計画」に準ずる。

### 第4節 防災組織計画

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第3節 防災組織計画」に準ずる。

## 第5節 動員計画

項目	担当
1 動員及び伝達	各班

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第4節 動員計画」に準ずる。

### 1 動員及び伝達

#### (1) 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁するものとする。

震度	自主登庁する職員
震度4	各所属の長、総務課員、あらかじめ指定された者
震度5弱	初期動員該当者及び各所属で定めた者
震度5強	1号動員該当職員及び各所属で定めた者
震度6弱以上	3号動員該当職員及び各所属で定めた者

## 第6節 公共的団体等の活用計画

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第5節 公共的団体等の活用計画」に準ずる。

## 第7節 広域（相互）応援等の計画

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第6節 広域（相互）応援等の計画」に準ずる。

## 第8節 被災者の救出及び医療活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第10節 被災者の救出及び医療活動」に準ずる。

## 第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」に準ずる。

## 第10節 避難誘導

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第2節 避難誘導」に準ずる。

## 第11節 避難所の開設・運営

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第12節 避難所の開設・運営」に準ずる。

## 第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動」に準ずる。

### 第13節 保健衛生・防疫活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第14節 保健衛生・防疫活動」に準ずる。

### 第14節 広報・広聴活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第15節 広報・広聴活動」に準ずる。

### 第15節 施設の応急復旧活動

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第16節 施設の応急復旧活動」に準ずる。

## 第16節 二次災害の防止

項目	担当
1 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策	生活対策班、県

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第9節 災害の拡大防止及び二次災害の防止」に準ずるほか、以下の対策を行う。

### 1 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

(1) 村（生活対策班）は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

県（建築課）は、建築技術職員及び民間の応急危険度判定士等を活用し、建築物等の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

(2) 村（生活対策班）は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

県（建築課）は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

## 第17節 自発的支援の受入れ

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第17節 自発的支援の受入れ」に準ずる。

## 第18節 要配慮者対策

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第18節 要配慮者対策」に準ずる。

## 第19節 県境を越えた広域避難者の受入れ

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第19節 県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。

## 第20節 広域一時滞在

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第20節 広域一時滞在」に準ずる。

## 第21節 その他の活動〔文教対策活動〕

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第21節 その他の活動〔文教対策活動〕」に準ずる。

## 第22節 その他の活動〔自衛隊災害派遣要請〕

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第22節 その他の活動〔自衛

第2編 震災対策編 第3章 災害応急対策  
第23節 その他の活動[農林水産業の災害応急対策]

隊災害派遣要請]」に準ずる。

### 第23節 その他の活動[農林水産業の災害応急対策]

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第25節 その他の活動 [農林水産業の災害応急対策]」に準ずる。

### 第24節 その他の活動[文化財施設の災害応急対策]

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第26節 その他の活動 [文化財施設の災害応急対策]」に準ずる。

### 第25節 その他の活動[災害救助法の適用]

「第1編 一般対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第27節 その他の活動 [災害救助法の適用]」に準ずる。